

第23号議案

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年島根県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第21号を第22号とし、第6号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 財団法人島根県環境管理センター

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。